

税金の控除

この寄附金は、ふるさと納税の対象となります。

個人の場合

寄附をすると、寄附金額のうち2千円を超える部分について、原則として一定の上限まで、所得税・個人住民税から全額が控除されます。

所得税（所得控除）

$\left\{ \begin{array}{l} \text{寄附金額} \\ \text{又は} \\ \text{総所得金額等の40\%} \end{array} \right\} \text{のいずれか低い金額} - 2\text{千円} = \text{寄附金控除額}$

個人住民税（税額控除）

$\left\{ \left\{ \begin{array}{l} \text{寄附金額} \\ \text{又は} \\ \text{総所得金額等の30\%} \end{array} \right\} \text{のいずれか低い金額} - 2\text{千円} \right\} \times 10\%$

+ 特例控除額 $\{ (\text{寄附金額} - 2\text{千円}) \times (90\% - \text{所得税の税率}) \}$
= 寄附金税額控除額

※1 所得税の税率は復興特別所得税を含めた率

※2 特例控除額は個人住民税所得割額の2割を上限とします。

法人の場合

寄附された金額を法人税法（第37条第3項第1号）の規定により損金算入することができます。

税の控除を受けるために

寄附をした翌年に確定申告を行う必要があります。ただし、寄附時に「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の申請をしていただくと、確定申告を行わなくても控除を受けられます。「ふるさと納税ワンストップ特例制度」は、確定申告を行う必要がある方、寄附先の都道府県・市町村が6団体以上の方は適用されません。

※確定申告には、専用納付書の領収書が必要となりますので、大切に保管してください。

みなさまからの
ご寄附を
お待ちしております。



寄附の方法のご案内

● 金融機関に出向いて納付書での払込み
下記問い合わせ先へご連絡いただければ、
専用の納付書をお送りします。

● インターネットを利用して、
クレジットカードでの払込み

※クレジットカードでの寄附の詳細は、名古屋市公式
ウェブサイトをご覧ください。

名古屋市 クレジット寄附

検索

お問い合わせ

名古屋市教育委員会 学校保健課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話 052-972-3246

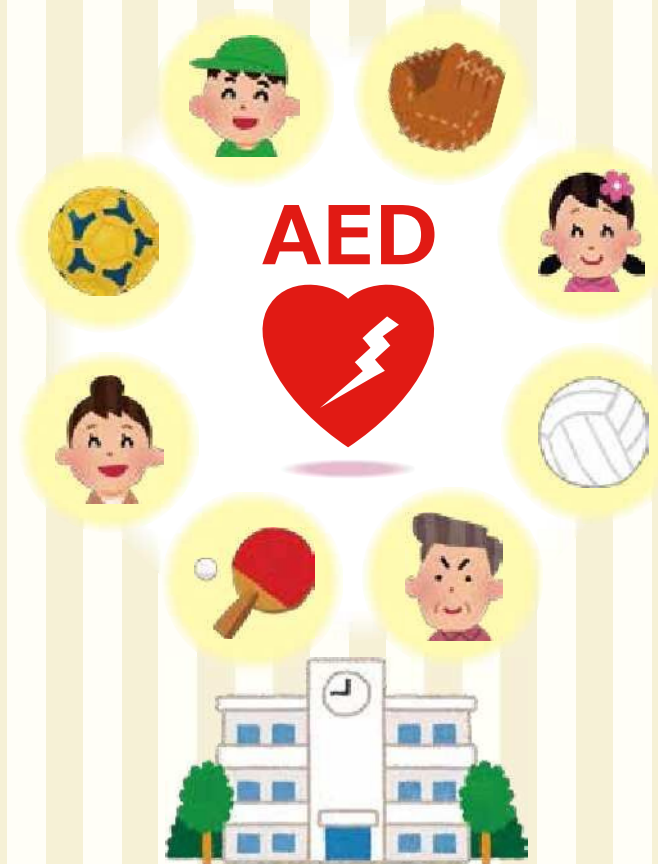
ファクス 052-972-4177

メール a3246@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

このリーフレットは再生紙(古紙パルプを含む)を使用しています。

A あったかな
E えがおでつなぐ
D だいじないのち

～小学校へのAED設置推進事業～
(教育基金)



名古屋市教育委員会

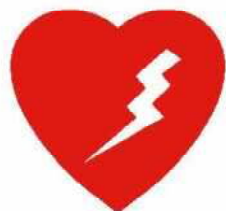
A あったかな

E えがおでつなぐ

D だいじないのち

地域のために、小学校にAEDを

AED



「小学校へのAED設置推進事業」とは

- ♥ 現在、名古屋市立小学校にはAEDを1台設置し、児童の教育活動中の救急時に備えています。
- ♥ 小学校は、児童の教育活動のほかに地域の方が体育館などを利用することが多く、また災害時の避難所にも指定されています。そのため、主に地域の方が救急時に使用するAEDを、相互扶助の考え方に基づいて、寄附金を募集して設置しようとするものです。



AEDの導入方法

- ♥ AEDはリース（6～7年間程度）により導入します。（毎年度に1回程度、市が一括して導入します。）
- ♥ AEDを導入する学校は、教育委員会が決定します。ただし、40万円以上をご寄附いただける場合は、学校を指定できます。
- ♥ AEDの設置場所は、体育館など地域の方が多く利用される場所を、教育委員会と学校が協議して決定します。（設置場所の状況により、自立式スタンド型や壁掛けボックス型を選択します。）

寄附金は

- ♥ 1,000円以上からお受けいたします。
- ♥ 40万円以上をご寄附いただける場合は学校を指定できます。ご希望される場合は、簡単なメッセージプレートを付けることができます。

